

## 年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。ただし、(7) および (8) の解答にあたっては設問の指示に従うこと (34 点)

(1) 次は通知「厚生年金基金の財政運営について」に規定する「継続的な財政診断」に関する記述である。

### 第十三 継続的な財政診断

基金は、基金規則第五十六条第一項に規定する報告書を年金数理人に提出し、次の各号に掲げる観点から、掛金の見直しの要否について年金数理人の意見を求めること。基金は、年金数理人から掛金の見直しが必要である旨の意見書が提出されたときには、当該意見書の写しを速やかに厚生労働省に提出すること。

- ア ( a ) の変化
- イ ( b ) の変化
- ウ ( c ) の変化
- エ ( d ) 状況
- オ ( e ) 状況
- カ ( f ) 状況

### 【選択肢】

(ア)平均年齢	(イ)老齢年金給付の新規裁定	(ウ)政府負担金対象者数
(エ)新規加入年齢	(オ)設立事業所数	(カ)年金通算の
(キ)標準給与の決定	(ク)年金現価相当額交付請求書の作成	
(ケ)全喪事業所数	(コ)標準給与	(チ)加算対象加入員数
(シ)掛金の納入告知	(ス)老齢年金給付の支給停止	(セ)現況届の
(ソ)過去勤務債務の償却及び積立水準の回復の		(タ)老齢年金給付の裁定
(チ)最終年齢	(ツ)規約原簿の整備	(テ)掛金免除の
(ト)掛金の徴収状況	(ト)業務概況の周知	(ニ)昇給率
(ス)不納欠損の発生	(ネ)脱退一時金の裁定	(ノ)加入員数
(ハ)新規加入員率	(ヒ)選択一時金の選択	

(2) 次は、「厚生年金基金令」に規定する「設立事業所の権利義務の移転」に関する記述である。

(設立事業所の一部について行う権利義務の移転)

第四十一条の三 法第四百四十四条の二第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 設立事業所の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）が、（ a ）又は（ b ）の全部若しくは一部の譲受けにより、他の基金の設立事業所の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）からその（ b ）の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が設立する基金が、譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて当該承継された（ b ）の全部又は一部に（ c ）従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が設立した基金に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継する場合
- 二 （ d ）の規約において、（ e ）、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を乙基金が承継することを定める場合（一部移転加入員が乙基金の設立事業所に使用されることとなつたことにより、甲基金の設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。）

(設立事業所に係る権利義務の移転を申し出る際の手続等)

第四十一条の三の二 甲基金が、法第四百四十四条の二第一項の規定に基づき、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る甲基金の加入員であつた期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならない。

- 一 脱退事業所（法第四百四十四条の二第一項に規定する脱退事業所をいう。以下この条において同じ。）の事業主の（ f ）
- 二 当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の（ g ）の者
- 三 甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の者
- 2 前項の場合において、脱退事業所が二以上であるときは、同項（ h ）に掲げる者の同意は、各脱退事業所について得なければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、前条（ i ）の場合にあつては、第一項（ j ）に掲げる者の同意を要しないものとする。
- 4～6 （略）

【選択肢】

(ア)三分の一以上	(イ)二分の一以上	(ウ)三分の二以上	(エ)四分の三以上
(カ)全部	(カ)第一号	(キ)第二号	(ク)第三号
(ケ)第一号及び第二号	(コ)第一号及び第三号	(ク)第二号及び第三号	(シ)各号
(ス)甲基金	(セ)乙基金	(ソ)甲基金及び乙基金	(タ)事業
(チ)設立事業所	(ツ)事業主	(テ)従業員として	(ト)主として
(ナ)あらかじめ	(ニ)合併	(ハ)分割	(ネ)吸収分割
(ノ)会社	(ヒ)移転時に		

(3) 次は「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の記述である。

規約記載事項 三―二 (4)

規約承認（認可）事項	審査事項
<p>①給付の額の算定方法（令第二十四条第一項） 給付の額は、次のいずれかの方法で算定されていること。</p> <p>(ア) 加入者期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法（定額法）</p> <p>(イ) (略)（給与比例法）</p> <p>(ウ) (略)（キャッシュバランスプラン）</p> <p>(エ) (ア)～(ウ)の方法を組み合わせた方法</p> <p>(オ) 別々に(ア)～(エ)で算定した額同士を比較して高い額又は低い額とする方法（丈比べ）</p> <p>(カ) (ア)～(オ)の方法を組み合わせた方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④キャッシュバランスプラン及び額の改定に用いる指標（規則第二十九</p>	<p>・令第二十四条第二項、規則第二十六条、第二十七条の規定に合致した算定方法となっていること。</p> <p>・(ア)及び(イ)の「加入者期間」については、法第二十八条に規定する「加入者期間」の全部又は一部（以下「給付額算定用加入者期間」という。）を用いることができること。（ただし、( a )を行う場合は、「給付額算定用加入者期間」(( a )後)が法第二十八条に規定する「加入者期間」(( a )後)を上回ることは差し支えないこと。）</p> <p>・(略)</p> <p>・「組み合わせた方法」は給付の額又は算定の方法について、次の範囲の方法とする。</p> <p>①加法（足し算）</p> <p>②減法（引き算。ただし、引き算の結果、給付の額が( b )ものとする。）</p> <p>③一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法</p> <p>④加入者期間、給付額算定用加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に定める( c )又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法</p> <p>算定の方法について組み合わせる場合の具体例は次のとおり。</p> <p>・給与の額の累積額に加入者期間に応じた額を加えて規約で定める数値を乗じる方法</p> <p>・「丈比べ」を用いた算定方法の具体例は次のとおり。</p> <p>・(ア)の方法で計算した額と(イ)の方法で計算した額のいずれか高い方の額とする方法</p> <p>・(イ)の方法で計算した額と規約で定める額のうち低い方の額とする方法(( d )に直接上下限を設ける方法)</p> <p>・( e )の累積額と規約で定める額のうち低い方の額に規約で定める数値を乗じる方法(( e )に上下限を設けて用いる方法)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<p>条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかであること。</li> <li>(ア) 定率</li> <li>(イ) 国債の利回り</li> <li>(ウ) (ア)、(イ) に掲げる率を組み合わせたもの</li> <li>(エ) (イ)、(ウ) に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの</li> <li>・ 上記の率は、( i ) ものであること。</li> </ul> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債の利回りとして用いる国債は、定期的に発行されるものを用いることとし、その ( f ) 及び利回りの ( g ) を規約に定めていること。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 例えば、「(イ) + (ア)」、「(イ) - (ア)」又は「( h ) × (イ)」</li> <li>・ キャッシュバランスプランの再評価に用いる指標として、規約で定める ( j ) ごとに異なる「指標」を規約に定めて用いることができること。</li> </ul> <p>(略)</p>
---	--

【選択肢】

(ア)減少しない	(イ)零以下となる	(ウ)一以上となる	(エ)零を下回らない
(カ)零を上回る	(カ)定額	(キ)定数	(ク)期間
(ケ)償却期間	(コ)年金額	(ク)ポイント	(シ)端数処理
(ク)給与	(セ)給付額	(ソ)職種等	(タ)種類
(ケ)年数	(ツ)適用期間	(テ)グループ区分	(ト)償還期間
(カ)休職等期間の控除	(ニ)算定方法	(ヌ)算出期間	(ネ)給与等
(カ)加入者拠出	(ハ)年齢等		

(4) 次は通知「確定給付企業年金制度について」に関する記述である。

確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項

（略）

一 加入者とすることについての「一定の資格」の内容

（略）

(1) 法第四条第四号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

① 「一定の職種」

（略）

② 「一定の（ a ）期間」、「一定の（ b ）」

従業員が（ c ）等に定める見習期間中若しくは試用期間中であること又は（ c ）等に定める退職金の（ d ）期間に含まれていない期間中であることなど（ e ）としないことに（ f ）がある場合にあつて、「一定の（ a ）期間」以上又は「一定の（ b ）」以上若しくは以下の従業員のみを加入者とする事。

（略）

③ 「希望する者」

（略）

④ 「（ g ）期間中ではない者」

従業員のうち、「（ g ）（（ c ）等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の者」について、「（ g ）期間の（ h ）」が（ c ）等に定める退職金の（ d ）期間に含まれていないなど（ e ）としないことに（ f ）がある場合にあつては、当該「（ g ）期間の（ h ）」に該当する従業員以外の従業員のみを加入者とする事。

(2) （略）

(3) （ c ）等における給与及び退職金等の（ i ）が異なるなど（ f ）がある場合にあつては、加入者の資格を（ j ）（グループ（ j ））することができる事。

（以下略）

**【選択肢】**

(ア)再雇用	(イ)勤務延長	(ウ)役員就任	(エ)出向	(オ)実習
(カ)研修	(キ)妥当性	(ク)合理性	(ケ)やむをえない理由	
(コ)合理的な理由	(ク)休業	(シ)休職	(ス)休業等	(セ)休職等
(ク)年齢	(ケ)勤続	(フ)勤務	(ツ)従業員	(テ)加入
(ト)加入者	(チ)加入員	(ニ)過去勤務	(ヌ)算定	(ネ)計算
(ノ)通算	(ハ)合算	(ヒ)算定対象	(フ)計算対象	(ヘ)通算対象
(ホ)合算対象	(マ)全部	(シ)一部	(ム)全部又は一部	(メ)計算方法
(モ)労働条件	(ヤ)労働契約	(ニ)就業規則	(ヨ)労使協定	(リ)労働協約
(ロ)適用	(ル)区分	(レ)区別	(ロ)分類	(リ)分割

(5) 平成 21 年 7 月 29 日付で「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が公布（平成 22 年 1 月 1 日施行）され、確定拠出年金の拠出限度額が以下のように改正されている。空欄を埋める正しい金額および用語を選択肢の中から答えよ。

- ①企業型（他の企業年金に加入していない場合）                   : 月額(a)円⇒月額(b)円
- ②企業型（他の企業年金に加入している場合）                   : 月額(c)円⇒月額(d)円
- ③個人型（国民年金第 2 号被保険者）                               : 月額(e)円⇒月額(f)円
- ④個人型（国民年金第 1 号被保険者）: (g)と合わせて月額(h)円のまま変更なし。

**【選択肢】**

(ア)16,000	(イ)17,000	(ウ)18,000	(エ)19,000	(オ)20,000
(カ)21,000	(キ)22,000	(ク)23,000	(ケ)24,000	(コ)24,500
(サ)25,000	(シ)25,500	(ス)26,000	(セ)26,500	(ソ)27,000
(タ)45,000	(チ)46,000	(ツ)47,000	(テ)48,000	(ト)49,000
(ナ)50,000	(ニ)51,000	(ヌ)52,000	(ネ)53,000	(ノ)54,000
(ハ)65,000	(ヒ)66,000	(フ)67,000	(ヘ)68,000	(ホ)69,000
(マ)国民年金保険料	(ミ)国民年金付加保険料	(ム)国民年金基金の掛金		
(メ)厚生年金保険料	(モ)国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金			

(6) 次は公的年金に関する記述である。

①平成 16 年年金制度改正において、保険料水準固定方式（保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み）が導入された。国民年金および厚生年金の保険料水準は段階的に引き上げられ、平成 29 年で固定される。

平成 22 年の改定後の国民年金保険料額（改定月（ a ）月）は、月（ b ）円である。

平成 22 年の改定後の厚生年金保険料率（改定月（ c ）月）は、月（ d ）%である。

②平成 22 年度の在職老齢年金について、次の場合の支給停止額は次の通りとなる。

年齢	厚生年金（報酬比例部分）の年金月額	賃金（ボーナス込月収）	
		30 万円	50 万円
60 歳～64 歳	10 万円	（ e ）万円	（ f ）万円
60 歳～64 歳	26 万円	（ g ）万円	（ h ）万円
65 歳以上	10 万円	（ i ）万円	（ j ）万円

【選択肢】

(ア)0	(イ)1	(ウ)1.5	(エ)2	(オ)3
(カ)4	(キ)4.5	(ク)6	(ケ)6.5	(コ)7
(サ)9	(シ)10	(ス)12	(セ)14	(ソ)14.5
(タ)15	(チ)15.5	(ツ)16	(テ)16.5	(ト)17
(ナ)17.5	(ニ)18	(ヌ)18.5	(ネ)22	(ノ)24
(ハ)24.5	(ヒ)25	(フ)25.5	(ヘ)26	(ホ)13.58
(マ)15.350	(ミ)15.704	(ム)16.058	(メ)16.412	(モ)18.3
(ヤ) 13,300	(ユ)14,660	(ヨ)14,980	(ラ)15,100	(ロ)16,900

(7) 次の①～④について、日本年金数理人会および日本アクチュアリー会が作成した平成 22 年 7 月現在の「退職給付会計に係る実務基準」の「第 2 節 数理計算において用いる予測数値」の記述内容に沿ったものの記号を解答欄に全て記載せよ。ただし、ア、イのいずれも実務基準の記述内容に沿っていない場合は「×」を記載すること。

①基礎率の合理的な設定についての考え方

- ア. 基礎率については経済変数的なものとは人口統計的なものとに分類することができる。経済変数的な基礎率とは、割引率、期待運用収益率、予定昇給率のうち定期昇給に相当する部分など、経済のインフレ率や成長率を反映するものである。
- イ. 経済変数的な基礎率の設定にあたっては、現在及び過去の実績データのみによらず、市場関係者間で共有されている予測数値などは参考とすべきではない。

②予定一時金選択率

- ア. 予定一時金選択率を過去の実績から合理的に算定できる場合には、当該率を計算の基礎として用いることもできるものとする。
- イ. 予定一時金選択率の算定が困難である場合には、退職給付見込額が最大となる受給方法を前提にして、退職給付債務や勤務費用の評価を行うことができるものとする。

③複数制度を採用している場合の合理的な基礎率の設定

- ア. 複数制度を採用している場合、予定退職率については同一のものを使用することを原則とするが、別々に計算することが合理的な場合は、各制度毎に算定することもできるものとする。
- イ. 企業年金制度と退職金制度で対象となる従業員の範囲が基本的に同一である場合には、企業年金制度の財政運営で使用している予定退職率を、両制度に係る会計上の債務・費用の評価にそのまま用いることとする。

④基礎率変更

- ア. 経済変数的な基礎率については、インフレ水準等の経済環境の変化に応じて、基本的には見直していくことが必要であるが、その変化が軽微であると考えられる場合には、継続性の原則に従って見直しを行わないことができる。
- イ. 人口統計的な基礎率については、人員集団に大幅な変動がない限り、毎年度の変動は軽微であると考えられることから、企業年金制度における財政再計算と同様に、一定期間毎に見直しを行う方法を採用していくことが妥当である。

- (8) 企業会計基準委員会が平成 22 年 3 月 18 日に公表した「「退職給付に関する会計基準(案)」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」の公表」の、「(参考) 退職給付会計に関するプロジェクトの進め方について」において、同委員会が平成 21 年 1 月に公表した「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)で掲げた各論点の取り扱いについて記載されている。

この中で、退職給付プロジェクトでの取り扱いとして「現在、IASB(国際会計基準審議会)が見直しを進めている部分に相当する。IASBの動向を踏まえて検討する(ステップ2)。」とされた5つの論点のうち、「数理計算上の差異の会計処理」を除く4つを次から選べ。

**【選択肢】**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 予測単位積増方式による測定方法等の見直し</li> <li>(イ) 退職給付債務及び勤務費用の測定方法</li> <li>(ウ) 小規模企業等における簡便法の容認</li> <li>(エ) 期待運用収益の取扱い</li> <li>(オ) 退職給付信託の取扱い</li> <li>(カ) 年金資産と退職給付債務の総額表示</li> <li>(キ) 制度の積立状況の貸借対照表での計上</li> <li>(ク) 重要性基準と回廊アプローチ</li> <li>(ケ) 過去勤務債務の会計処理</li> <li>(コ) 損益計算書における退職給付費用に係る表示</li> <li>(サ) 退職給付(給付建制度)に係る開示</li> <li>(シ) 清算と縮小の会計処理と表示</li> <li>(ス) キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示</li> <li>(セ) 複数事業主制度の会計処理と開示</li> <li>(ソ) その他の退職後給付</li> </ul> |
|---|

(9) 次は日本年金数理人会が作成した「倫理規範」に規定する第2章行動規範に関する記述である。

第4条 会員は、年金数理業務の有する重要な社会的役割にかんがみ、つねに公正の立場を堅持し、( a ) にかつ細心の注意をはらって業務を遂行しなければならない。

第5条～第7条 (略)

第8条 会員は、業務上知り得た ( b ) を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

**【選択肢】**

(ア) 真摯	(イ) 秘密	(ウ) 情報	(エ) 忠実	(オ) 知識
(カ) 謙虚	(キ) 個人情報	(ク) 実直	(ケ) 誠実	(コ) 事実

問題 2. 通知「厚生年金基金の長期運営計画の策定について（平成 21 年 7 月 10 日）」の別添「厚生年金基金の長期運営計画のガイドライン」に記載されている「実施計画の策定方法」について、かっこ内の内容をそれぞれ 30 字以内で簡記せよ。（8 点）

(1) 制度設計

- ① 制度設計を見直す場合は、加算部分及び基本プラスアルファ部分について、長期的に（ a ）を図るという観点から検討すること。この場合、予定利率を見直すときには、（ b ）な想定利回りを基に検討すること。
- ② 掛金の引上げを行う場合は、（ c ）も考慮に入れて検討すること。
- ③ 代行部分については、掛金は免除保険料率以上とされ、財政中立化により（ a ）については最低責任準備金をもって保つこととされているので、基金独自に（ a ）を考える必要はないこと。
- ④ また、今般の長期運営計画は、運用環境が平常に回復した場合でも財政悪化につながってしまうような内的要因についての対応を求めるものであるため、外的要因（例えば平成十九年度及び平成二十年度における運用環境の悪化による運用利差損に対応する積立不足）の分の解消については、今回の長期運営計画の記載対象とする必要はなく、（ d ）を踏まえ掛金対応を行うものとする。

（例）略

(2) 運用方針

- ① 期待収益率や政策的資産構成割合の設定等、運用方針を見直す場合は、（ b ）な利回りを想定した運用方針を検討すること。ただし、実際の政策的資産構成割合の変更に当たっては、変更を実施する時期や変更が完了するまでの期間を慎重に注意しつつ実施すること。
- ② 年金資金は一般的に長期運用を行っていくことが基本であるが、基金の成熟度が進んでキャッシュフローが多くなる場合や加入員数の減少が見込まれる場合は（ e ）に留意すること。
- ③ 代行部分の運用に関しては、財政中立化により、（ f ）できる仕組みになっていることを踏まえた運用方針とすること。ただし、実際に資産を代行部分とプラスアルファ部分とに分けて運用することを求めることではないこと。
- ④ 略

(3) 基礎構造

- ① （ g ）の動向を踏まえ、制度設計や運用方針の見直しだけでは基金財政の安定化を図ることができない場合は、母体企業や業界との十分な協議の上、より抜本的な改革を検討すること。具体的には、業界内の基金未加入である適用事業所の編入、適格退職年金や退職金制度を実施している適用事業所の受入れ、同一業種・同一地域の他の基金との合併などを検討すること。この場合は、編入・合併事業所の掛金負担に配慮する観点から、（ h ）の導入も考慮に入れて検討すること。
- ② ①のような検討が困難な場合は、基金の存立に関わる将来のあり方も含めた、より抜本的な改革も検討すること。

問題3. 日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会が作成した平成22年7月現在の「退職給付会計に係る実務基準」(以下「実務基準」という。)の<付録>VI. 割引率に関する合理的な補正計算方法(例示)には、実務基準 3.7 の(8)に記載されている「信頼度に考慮した合理的な補正方法」として考えられる2つの方法(①線形補間方式、②対数補間方式)が挙げられている。これに関して以下の問いに答えよ。(9点)

- (1) ①②それぞれについて、割引率 $i\%$ の退職給付債務(=  $A_i$ )・勤務費用(=  $B_i$ )は、割引率 $p\%$ の退職給付債務(=  $A_p$ )・勤務費用(=  $B_p$ )と割引率 $q\%$ の退職給付債務(=  $A_q$ )・勤務費用(=  $B_q$ とおく)の計算結果を用いてどのように補正を行うか、算式で示せ。
- (2) ①②いずれの方式についても、補正計算を行う際に留意すべき点が、実務基準に2点挙げられている。その内容を簡記せよ。
- (3) ①②の方式を比較した時に、それぞれの利点として考えられることを挙げよ。

問題 4. A厚生年金基金は、加算型の厚生年金基金であるが、平成 23 年 3 月 31 日に財政再計算を迎える。当該日における財政決算の諸数値および基礎率再算定後の諸数値は以下に示す通りである。これに関して次頁の設問に答えよ。(12 点)

(財政再計算後の諸現価)

(金額単位：千円)

		財政再計算後 代行保険料率 算定用現価	財政再計算後 掛金率算定用現価		
			代行部分	基本部分	うち代行部分
給付 現価	将来加入員	17,288,000	8,068,000	7,931,000	15,074,000
	現在加入員将来分	14,298,000	8,671,000	8,542,000	11,216,000
	現在加入員過去分	—	10,443,000	10,344,000	15,835,000
	年金受給権者分	—	20,000,000	19,000,000	31,000,000
給与 現価	将来加入員	638,566,000	434,854,000	—	454,269,000
	現在加入員	419,456,000	360,167,000	—	336,348,000
政府 負担金 現価	現在加入員将来分	0	256,000	256,000	—
	現在加入員過去分	—	254,000	254,000	—
	年金受給権者分	—	700,000	700,000	—

(財政決算関係)

- 基本プラスアルファ部分の数理債務 944,000 千円
- 加算部分の数理債務 46,790,000 千円
- 最低責任準備金（継続基準） 26,562,000 千円
- 純資産額 70,000,000 千円

(代行保険料率算定関係)

- 最低責任準備金 31,465,000 千円
- 過去期間代行給付現価 46,945,000 千円
- 現行の代行保険料率 37.8%

(その他)

- 基本部分総給与額 2,600,000 千円
- 加算部分総給与額 2,700,000 千円
- 現行特別掛金 基本、加算ともに設定されていない。
- 予定利率(i) 基本部分：5.5%、加算部分 3.0%、代行部分 4.1%
- 確定年金現価率 52.64 (i = 5.5%)、55.78 (i = 3.0%)、54.36 (i = 4.1%)  
(5 年間、毎月払)

- (1) 財政再計算後の代行保険料率を求めよ。
- (2) 財政再計算後の掛金率等を平成 22 年 1 月 15 日付通知による変更後の厚生年金基金財政運営基準（いわゆる分離計算）に基づき算定することとした（変更前の基準に基づく経過措置は適用しない）。財政再計算後の規約上標準掛金率を求めよ。但し、求める規約上掛金率は、厚生年金基金財政運営基準に記載されている取り扱いの範囲で最も数理上掛金率と近いものとする。また、財政方式はすべて開放基金方式を用いること。
- (3) 基本プラスアルファ部分の数理債務算定に用いる標準掛金率の定め方について、厚生年金基金財政運営基準に記載されている内容を簡記せよ。
- (4) 財政再計算後の規約上特別掛金率を求めよ。但し、資産の分割は代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分すべてに対して、財政決算時の「給付債務（数理債務および最低責任準備金（継続基準））から特別掛金収入現価を控除した額」の比を用いるものとする。さらに予定償却期間は 5 年間とし、適用遅れは見込まない（計算基準日の過去勤務債務を計算基準日から 5 年間で償却するものとして特別掛金率を算定する）ものとする。また、以上の条件で、複数の結果が考えられる場合には、規約上特別掛金率が最も低くなるものを解答せよ。

問題 5. A社、B社、C社は別々に適格退職年金（以下「適年」という。）を実施していたが、3社共同で確定給付企業年金（以下「DB」という。）を実施することとした。ただし、C社の事情から、実施時期がずれ、A社及びB社は平成22年1月1日から、C社は平成24年1月1日から実施することとなった。各社の数値等の前提が次の通りであったとして、以下の問いに答えよ。なお、計算結果における、金額の百万円未満及び掛金率（%表示）の小数点第2位を四捨五入せよ。（12点）

<平成22年1月1日>

（金額単位：百万円）

	A社	B社
数理債務	600	300
（うち受給権者分）	(200)	(100)
純資産額	650	200
特別掛金率（償却期間10年）	—	5.6%

<平成22年12月末（財政決算日）>

（金額単位：百万円）

	A社	B社	C社
数理債務	600	300	100
純資産額	800		50
過去勤務債務額	?	?	50
承継事業所償却積立金	?	?	0
給与合計（拠出額算定用）	300	200	100

<詳細前提>

- ・ 簡便のため、A社、B社のDB実施の財政計算の基準日が平成22年1月1日であるものとする。
- ・ 予定利率：2.0%
- ・ A社、B社、C社とも同一の給付区分であるとする。
- ・ A社、B社、C社の給与合計（拠出額算定用）は、平成22年12月末以降一定とする。
- ・ 年1回12月末拠出（12月末の給与（拠出額算定用）に応じて拠出）とする。
- ・ 積立金の評価は時価を用いる。
- ・ 財政再計算において、繰越不足金は全額解消する。
- ・ 財政再計算前後で、標準掛金及び数理債務は変わらなかったものとする。
- ・ 特別掛金率の算定において、変更日までの付利及び特別掛金拠出を見込む。
- ・ A社、B社、C社とも、適年では特別掛金（過去勤務債務の償却のための掛金）の拠出は行っていない。
- ・ A社、B社、C社とも、適年からDBへの移行方式を権利義務承継方式によることとしている。
- ・ 平成22年1月1日におけるA社の「純資産額－数理債務」を承継事業所償却積立金とし、その後の承継事業所償却積立金の評価方法について、規約に次の通り定めたものとする。  

$$\text{事業年度末の評価額} = \text{前事業年度末の評価額} \times (1 + \text{予定利率}) - \text{とりくずした額}$$

・年1回年末払いの償却現価率（予定利率：2.0%）は次の通り。

3年	4年	8年	9年	10年	19年	20年
2.88	3.81	7.33	8.16	8.98	15.68	16.35

- (1) A社が適年からDBへの移行方式を過去勤務債務充当方式（以下「PSL充当方式」という。）とした場合に起きる問題点について簡記せよ。なお、A社の適年において、平成22年1月1日時点では剰余金が発生していない（適年の資産が留保すべき金額を超えていない）ものとする。
- (2) 平成22年12月末財政決算時点の承継事業所償却積立金（A社分）及び不足金（A社・B社合計分の「責任準備金－純資産額」をいう。以下同じ。）の額を求めよ。
- (3) 平成22年12月末を基準日としてC社を追加する財政再計算を行ったが、次の方法における、平成24年1月1日変更後のA社、B社、C社それぞれの特別掛金率（1年あたり）及び平成24年12月末時点のA社の承継事業所償却積立金の額を求めよ。  
ただし、当該方法が法令又は通知に記載されている内容に沿っていない場合には、沿っていない部分（複数ある場合には全て）を記載せよ。（特別掛金率及び承継事業所償却積立金の額の算出は不要。）
- ①平成22年12月末の「純資産額－承継事業所償却積立金」（A社・B社合計分）を、A社とB社に対し、平成22年12月末の「数理債務－特別掛金収入現価」の比で配分し、A社、B社、C社それぞれについて特別掛金率を算定。  
償却方法：元利均等定率、償却期間：平成24年1月から8年（A社、B社、C社共通）
- ②平成22年12月末財政決算時点の不足金を、A社とB社に対し、平成22年12月末財政決算時点の数理債務の比で配分し、A社、B社、C社それぞれについて特別掛金率を算定。  
償却方法：元利均等定率、償却期間：平成24年1月からA社・B社は8年、C社は3年
- ③平成22年12月末財政決算時点の不足金を、A社とB社に対し、平成22年12月末の給与（拠出額算定用）の比で配分し、A社、B社、C社それぞれについて特別掛金率を算定。  
A社及びB社 … 償却方法：元利均等定率、償却期間：平成24年1月から20年  
C社 … 償却方法：定率（残高比例）、償却割合：50%
- ④A社、B社、C社合計の未償却過去勤務債務に対し、共通の特別掛金率を算定。  
償却方法：元利均等定率、償却期間：平成24年1月から3年（A社、B社、C社共通）

問題 6. 厚生年金基金及び企業年金基金のそれぞれの受給権者減額及び基金解散に対して、現在の認可要件等を見直すべき、あるいは見直すべきでないとする点について所見を述べよ。なお、「①厚生年金基金の受給権者減額」「②企業年金基金の受給権者減額」「③厚生年金基金の解散」「④企業年金基金の解散」の現在の法令・通知に記載されている認可に必要な要件（「a. 理由」、「b. 受給権者に対して必要となる同意等」、「c. 一括拋出」など）及び「d. 受給権者へ与える影響」の違いなどを踏まえて解答せよ。（25点）

# 解答用紙

平成22年10月4日

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	----------------------

## 問題1

(1)	a	(ノ)	b	(オ)	c	(コ)	d	(ヒ)
	e	(ソ)	f	(ヌ)				

\* a~c、d~fは順不同

(2)	a	(ネ)	b	(タ)	c	(ト)	d	(ソ)
	e	(ナ)	f	(オ)	g	(イ)	h	(キ)
	i	(キ)	j	(サ)				

(3)	a	(シ)	b	(オ)	c	(ソ)	d	(セ)
	e	(ネ)	f	(ト)	g	(タ)	h	(キ)
	i	(エ)	j	(ク)				

(4)	a	(タ)	b	(ソ)	c	(ラ)	d	(ヒ)
	e	(ト)	f	(コ)	g	(セ)	h	(ム)
	i	(モ)	j	(ル)				

(5)	a	(チ)	b	(ニ)	c	(ク)	d	(シ)
	e	(ウ)	f	(ク)	g	(モ)	h	(ヘ)

(6)	a	(カ)	b	(ラ)	c	(サ)	d	(ム)
	e	(ク)	f	(シ)	g	(セ)	h	(フ)
	i	(ア)	j	(ケ)				

(7)	①	×	②	イ	③	ア	④	イ
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(8)	(ク)	(ケ)	(コ)	(シ)
-----	-----	-----	-----	-----

(9)	a	(ケ)	b	(イ)
-----	---	-----	---	-----

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題2			
-----	--	--	--

a	掛金負担と給付水準のバランス
b	現実的に達成可能
c	一度に引き上げる場合のみでなく、段階的な引上げ等
d	掛金引上猶予終了時の状況
e	短中期的な下振れリスク等
f	厚生年金本体の実績利回りを上回れば最低責任準備金は確保
g	加入員数や事業所数、受給者数等
h	給付区分ごとの資産管理（個別資産管理）

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題3

(1)	①	$A_i = (A_q - A_p) \times (i - p) / (q - p) + A_p$
		$B_i = (B_q - B_p) \times (i - p) / (q - p) + B_p$
	②	$A_i = A_p \times \left( (1 + p/100) \div (1 + i/100) \right)^n$ (ただし、 $n = \log(A_p \div A_q) \div \log((1 + q/100) \div (1 + p/100))$ )
		$B_i = B_p \times \left( (1 + p/100) \div (1 + i/100) \right)^m$ (ただし、 $m = \log(B_p \div B_q) \div \log((1 + q/100) \div (1 + p/100))$ )

(2)	<p>実際の計算結果と補正計算で得た結果の間に大きな差異が生じないように、補正元となる複数の割引率の計算を行う際には、当該割引率の幅（補正幅）に留意する必要がある。</p>
	<p>補正計算において外分補正を行う際には、補正值が実際数値を下回ること、及び、内分補正に比較して精度が低いことに留意する必要がある。</p>

(3)	①	<p>②に比べて、計算が簡便でわかりやすい。全体の補正值と個人別の補正值の合計値が基本的には（端数処理を除けば）一致する。</p>
	②	<p>同じ補正幅であれば、①に比べて、精度は高い。</p>

# 解答用紙

平成22年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題4			
(1) 与えられた現価から算定される代行保険料率=29.8‰			
最低責任準備金<過去期間代行給付現価より適用される代行保険料率はMAX(29.8, 37.8)			
従って、適用される代行保険料率は37.8‰			
(2) 加算部分の数理上標準掛金率は33.25‰ 四捨五入して規約上標準掛金率=33‰			
基本プラスアルファ部分の数理上標準掛金率は0.33‰			
数理上掛金率が1‰未満なので万分率未満を切り上げて規約上掛金率は0.4‰			
また、代行部分規約上掛金率は免除保険料率であるが、(1)で求められた代行保険料率より			
定められるべき免除保険料率は38‰であるため、38‰			
従って、基本部分の標準掛金率はその両者を合計して38.4‰			
(3) 基本プラスアルファ部分の数理債務算定上の掛金率は原則として数理上掛金率と規約上掛金率			
のいずれか小さいものを用いることとされているが、但し数理上掛金率を千分率で切り上げて			
いる場合(万分率で切り上げている場合を含む)には規約上掛金率を用いることができる。			
(4) 加算部分の数理債務=47,034,639千円(算定用掛金率=規約上掛金率)			
基本プラスアルファ部分の数理債務算定上の掛金率は0.33‰あるいは0.4‰(※)			
基本プラスアルファ部分の数理債務=1,102,643千円または1,046,992千円			
代行部分の債務=最低責任準備金(継続基準)=26,562,000千円			
資産配分結果は 基本プラスアルファ部分=889,415千円、加算部分=44,084,473千円			
代行部分=25,026,112千円			
PSLは 基本プラスアルファ部分=213,228千円あるいは157,577千円			
加算部分=2,950,166千円、代行部分=1,535,888千円			
PSLを総給与額と現価率で割って			
数理上掛金率は 基本プラスアルファ部分1.56‰あるいは1.15‰			
加算部分19.59‰、代行部分10.87‰			
それを四捨五入して 基本プラスアルファ部分2‰あるいは1‰			
加算部分20‰、代行部分11‰			
従って、規約上特別掛金率は、基本部分13‰あるいは12‰、加算部分20‰			
基本部分はいずれか小さい方だから12‰			
(※) うち特別掛金率が小さくなるのは0.4‰として、以下それをもとに算出しても可。			

(注) 裏面には記述しないこと

# 解答用紙

平成22年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題5			
<p>(1) P S L 充当方式とすると、受給権者はD B 制度に持ち込めず、適年に残す必要がある。また、加入者分の数理債務である400百万円が資産の持ち込みの上限であり、それを上回る部分は加入者に分配する必要がある。</p>			
<p>(2) 承継事業所償却積立金 (A 社) = <math>50 \times 1.02 = 51</math>百万円          特別掛金収入現価 (B 社) = <math>200 \times 5.6\% \times 8.16 = 91</math>百万円          不足金 = 責任準備金 - 純資産額 = <math>(600 + 300 - 91) - 800 = 9</math>百万円</p>			
<p>(3) ① 実施事業所ごとに特別掛金を算定する場合に、資産を配分する方法は、法令又は通知に記載されている内容に沿っていないため。</p>			
<p>② 決算時点の「不足金 (= 責任準備金 - 純資産額)」ではなく、「責任準備金 - (純資産額 - 承継事業所償却積立金)」をA社とB社に対して配分する必要があるため。</p>			
<p>③ B社の特別掛金を、償却期間を延ばすことにより減少させることは、法令又は通知に記載されている内容に沿っていないため。</p>			
<p>給付区分が同一であるため、「A社・B社」と「C社」で償却方法を分けることは、法令又は通知に記載されている内容に沿っていないため。</p>			
<p>決算時点の「不足金 (= 責任準備金 - 純資産額)」ではなく、「責任準備金 - (純資産額 - 承継事業所償却積立金)」をA社とB社に対して配分する必要があるため。</p>			
<p>④ 平成22年12月末時点のA社、B社、C社合計の未償却過去勤務債務  <math>= 600 + 300 + 100 - (800 - 51 + 50) = 201</math>百万円</p>			
<p>特別掛金率 = <math>(201 \times 1.02 - 200 \times 5.6\%) \div (300 + 200 + 100) \div 2.88 = 11.2\%</math></p>			
<p>平成24年12月末時点のA社の承継事業所償却積立金  <math>= 51 \times 1.02 \times 1.02 - 300 \times 11.2\% = 19</math>百万円</p>			

(注) 裏面には記述しないこと

# 解答用紙

平成22年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<p>解答にあたっては、「①厚生年金基金の受給権者減額」「②企業年金基金の受給権者減額」「③厚生年金基金の解散」「④企業年金基金の解散」の現在の法令・通知に記載されている認可に必要な要件（「a. 理由」、「b. 受給権者に対して必要となる同意等」、「c. 一括拠出」など）及び「d. 受給権者へ与える影響」の違いなどについて現在の認可要件等を整理したうえで、自分なりにあるべき姿を結論付けており、そのあるべき姿を通じて現在の認可要件等の見直しの要否を論述し、見直すべきと考える点については具体的な変更点及び見直した場合の留意点を、見直すべきでないとする点についてはその理由について自分なりの所見を述べていけばよい。なお、単なる知識の羅列ではなく、自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述していること。</p>			
<p>論点としては以下のような例が挙げられるが、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>			
<p>&lt;論点の一例&gt;</p>			
<p>(1) 厚生年金基金や企業年金基金は、一義的には、受給権者と約した年金給付を確実に行えるよう、財政の健全化を進めながら制度を存続すべきものであると考える。</p>			
<p>(2) 一方、運用利回りの低下や事業所の経営状況の悪化といった、厚生年金基金や企業年金基金をとりまく環境の変化により、受給権者と約した年金給付を行えなくなる事態を、完全に回避することは不可能と考える。</p>			
<p>(3) このような事態が生じたときの措置として、受給権者の給付減額と解散との整合性や、事業所倒産時の取扱い等を考慮し、例えば次の点について見直し要否や見直し内容を検討することが考えられる。</p>			
<p>A. 認可要件（理由・議決の割合）</p>			
<p>B. 受給権者に対する説明（同意の要否・同意割合）</p>			
<p>C. 給付減額部分の一時金取得（規定の要否・計算方法）</p>			
<p>D. 積立不足の一括拠出（規定の要否・計算方法）</p>			
<p>E. 支払保証制度（制度の要否・保証水準）</p>			
<p>F. 司法手続き（整備の要否・手続き内容）</p>			

(注) 裏面には記述しないこと